

平成24年7月9日
市民局スポーツ推進部スポーツ振興課

福岡市政担当記者各位

福岡市拠点体育館整備に関する検討委員会の設置及び開催について

現在、整備を検討している新たな拠点体育館について、多様化する市民のスポーツニーズに対応した、より良い体育館を整備するため利用者や学識経験者等で構成される「福岡市拠点体育館整備に関する検討委員会」を設置し、8月までに3回程度の開催を予定しています。

その第1回委員会を下記のとおり開催いたしますのでお知らせします。

記

1. 日 時 平成24年7月18日(水曜日)
17:30～19:30
2. 場 所 福岡市役所本庁舎15階 第4会議室
福岡市中央区天神1丁目8-1
3. 議 題 (1)福岡市の体育館の現状と課題
(2)拠点体育館に求められる機能等
4. 委 員 別紙名簿のとおり
5. 傍 聴 事前申し込みは不要です。
30分前から先着順で傍聴者整理番号票を配付し、定員に達した時点で受付を終了します。
6. 取 材 受付は不要です。
委員会は原則公開ですが、テレビカメラ及びスチールの撮影は、会場が手狭のため、議事進行の妨げとならないようご協力をお願いします。

問い合わせ先
市民局スポーツ振興課
711-4099(内1822)
担当 金子, 野原

福岡市拠点体育館整備に関する検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 拠点体育館の整備に関し、市民利用者や学識経験者等から広く意見を聴くことを目的として「拠点体育館整備に関する検討委員会（以下、「委員会」という。）」を設置する。

(設置期間)

第2条 委員会の設置期間は、平成24年7月1日から平成24年9月30日までとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員（以下、「委員等」という）をもって組織する。

- 2 委員等は、利用者・市民及び学識経験者等のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員等の任期は、委嘱の日から平成24年9月30日までとする。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が召集し、委員長が会議の進行にあたる。

- 2 委員長がやむを得ず会議に出席できない場合は、委員長があらかじめ指名した委員が委員長代理として会議の進行にあたる。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明またはその意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は原則公開とする。ただし、会議における内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、又は、会議を公開することにより、会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りでない。

- 2 会議の傍聴に係る手続きその他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、福岡市市民局スポーツ推進部スポーツ振興課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、事務局が委員長と協議の上、定める。

附則

この要綱は平成24年7月1日から施行する。

福岡市拠点体育館整備に関する検討委員会委員名簿

氏 名	団 体 等
赤池 潤	福岡市中学校体育連盟 理事長
緒方 蓉子	福岡市バドミントン協会 理事長
茂田 長俊	福岡市空手道連盟 理事長
添田 譲二	福岡市レクリエーション協会 理事長
副田 宥子	福岡市ママさんバレーボール連盟 理事長
築山 泰典	福岡大学スポーツ科学部 准教授
原田 清子	福岡市バレーボール協会 理事長
樋口 康夫	福岡市陸上競技協会 競技部長
平松 秀敏	福岡市卓球協会 副理事長
牧瀬 憲保	福岡市剣道連盟 理事長
山口 幸彦	(社福) 福岡市社会福祉事業団 福岡市立障がい者スポーツセンター 指導係長
山本 教人	九州大学健康科学センター 准教授

(五十音順 敬称略)